

熱中症対策に資する現場管理費補正の 試行要領

令和8年9月

船 橋 市

目 次

- 1 目的
- 2 試行対象工事等
- 3 用語の定義
- 4 計測・真夏日率算出方法について
- 5 積算方法等
- 6 対象工事等である旨の明示
- 7 その他

1 目的

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事および委託現場の熱中症対策に掛かる経費に関して、現場管理費の補正の試行を行うため、本要領に必要な事項を定める。

2 試行対象工事等

(1) 対象工事等

船橋市が発注する工事（営繕工事は除く）のうち、主たる工種が屋外作業であるものを対象とする。また、土木工事標準積算基準書に基づき諸経費を算出した委託業務（除草、清掃、修繕、施設管理等）を対象とする。

(2) 適用範囲

特記仕様書に本要領の対象工事等である旨を記載しているものとする。ただし、特記仕様書に記載がない工事等であっても、受注者が希望する場合は、監督職員と協議を行い、本要領を適用できるものとする。

なお、本試行の実施の有無については、契約後速やかに、打合せ簿により監督職員と協議を行い、決定するものとする。

3 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日、または暑さ指数（WBGT）が25度以上の日とする。
（夜間工事等の場合は、作業時間帯の最高値で判断する。）

(2) 着手日

現場において、何らかの作業に着手した日（現地測量、看板設置等）

(3) 完成日

現場において、後片付けを含むすべての作業が完了した日（看板撤去等）

(4) 対象期間

着手日から完成日までの期間をさす。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事等全体を一時中止している期間は含まない。
最終変更等にあたっては、現場管理費の補正を行う必要があるが、工期末が夏季に設定されている工事等については、「真夏日率」の算出に必要となる「対象期間」の完成日は、契約変更手続き期間等を踏まえ受発注者協議により定めるものとする。

(5) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は着手日を基本とする。
当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出するものとする。

(6) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{対象期間}$$

4 計測・真夏日率算出方法について

(1) 観測地点の決定

受注者は、施工計画書に真夏日の確認を行う施工現場最寄りの気象庁地上気象観測所およ

び環境省が公表している暑さ指数（WBGT）観測地点をそれぞれ記載する（別紙2、別紙3参照）。

なお、施工計画書を提出済みの工事等にあつては、受注者は打合せ簿に前述の内容を記載し、提出することとする。

（2）真夏日の計測方法

1）本試行にあつては、下記①～③のいずれかに該当した場合、真夏日として計上する。

① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25度（℃）以上の場合。施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25度（℃）以上となる日を、真夏日とみなす。

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度（℃）以上の場合。施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30度（℃）以上の日を、真夏日とする。

③ 夜間工事等については、作業時間帯の最高気温が30度（℃）以上の場合。施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30度（℃）以上、又は暑さ指数（WBGT）が25度（℃）以上の場合、真夏日とする。

2）休工日においては、上記①～③に該当した場合でも真夏日としては計上しないものとする。

（3）真夏日率の算出方法

上記計測方法により真夏日を計上し、真夏日率を算出するものとする。

ただし、休工日は真夏日に含めないものとする。

（4）計測結果の報告

受注者は、現場作業終了後速やかに真夏日の集計を行い、打合せ簿により真夏日率と真夏日日数集計表を添付し、監督職員に提出するものとする。

5 積算方法等

現場管理費の補正は、以下の式の通り補正値を算出し、現場管理費率に加算することで行う。なお、補正は変更契約において行う。

ただし、土木工事標準積算基準書に基づく「緊急工事の場合」と重複する場合においても、補正値は最高2%とする。

$$\begin{aligned} \text{現場管理費} &= \text{純工事費または純工事費に準ずる委託費} \\ &\quad \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正値※}) \\ \text{※補正値}(\%) &= \text{真夏日率} \times 1.2 \end{aligned}$$

補正値（%）は小数第2位止め（3位四捨五入）とする。

6 対象工事等である旨の明示

対象工事等である旨を別紙1のとおり特記仕様書に記載するものとする。

7 その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合、また、この要領に定めのない事項については、発注者、受注者双方が協議して定めることとする。

附 則 令和7年7月1日から施行する。

令和8年4月1日から施行する。

令和8年9月1日から施行する。

特記仕様書記載例

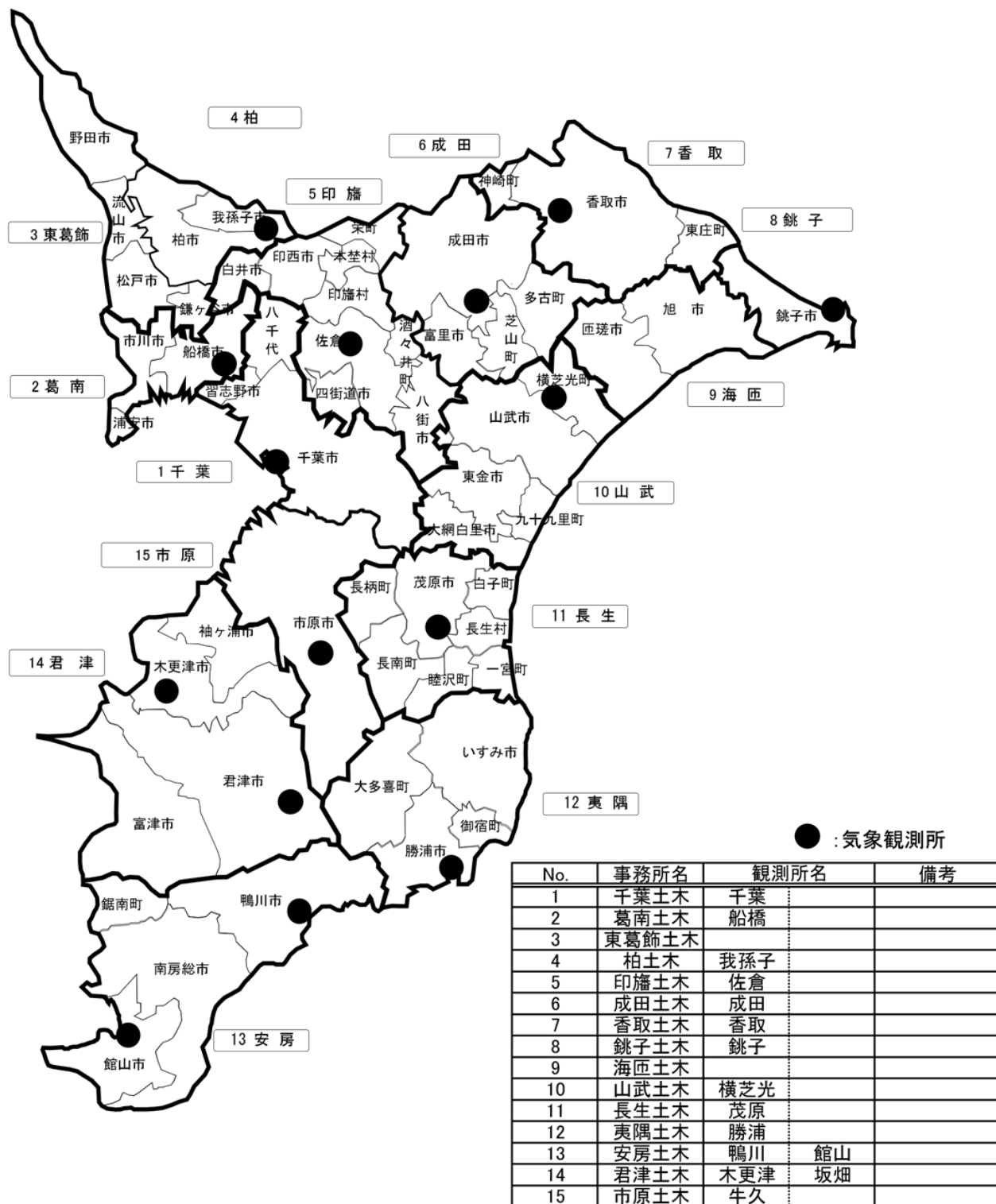
(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事)

第〇〇条 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象工事とする。

- 2 受注者は、契約後速やかに、本試行の適用について、監督職員と協議すること。
- 3 工事の実施にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に基づき行うこと。

※委託の場合は、「工事」を「委託」と読み替える。

千葉県内気象観測所配置図【参考】



熱中症対策に資する現場管理費補正に用いる観測所一覧【参 考】

観測所番号	観測所名	所在地	緯度（北緯）	経度（東経）	計測結果の有無	
					最高気温	暑さ指数（WBGT）
45061	我孫子	我孫子市新木野	35° 51.8′	140° 06.6′	○	○
45081	香取	香取市大根	35° 51.5′	140° 30.1′	○	○
45106	船橋	船橋市薬円台	35° 42.7′	140° 02.6′	○	○
45116	佐倉	佐倉市角来字屋敷前	35° 43.7′	140° 12.7′	○	○
45121	成田	成田市古込字込前 成田航空地方気象台	35° 45.8′	140° 23.1′	○	×
45147	銚子	銚子市川口町 銚子地方気象台	35° 44.3′	140° 51.4′	○	○
45181	横芝光	山武郡横芝光町横芝	35° 39.4′	140° 28.8′	○	○
45212	千葉	千葉市中央区中央港 千葉特別地域気象観測所	35° 36.1′	140° 06.2′	○	○
45261	茂原	茂原市早野字川中島	35° 25.0′	140° 18.6′	○	○
45282	木更津	木更津市請西南	35° 21.7′	139° 56.4′	○	○
45291	牛久	市原市米沢	35° 23.8′	140° 08.9′	○	○
45326	坂畑	君津市坂畑	35° 14.1′	140° 05.9′	○	○
45331	大多喜	夷隅郡大多喜町松尾	35° 15.1′	140° 12.9′	○	×
45361	鴨川	鴨川市横渚	35° 06.7′	140° 06.0′	○	○
45371	勝浦	勝浦市墨名 勝浦特別地域気象観測所	35° 09.0′	140° 18.7′	○	○
45401	館山	館山市長須賀 館山特別地域気象観測所	34° 59.2′	139° 51.9′	○	○

※真夏日補正に用いる観測値は最寄りの観測所のデータによる。

※最寄りの観測所を判断する際の参考として、表中に観測所の緯度および経度を示す。